所定疾患施設療養費（2025年度）

算定条件

- ○　次の診断に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定。
  ・肺炎　・尿路感染症　・帯状疱疹　・蜂窩織炎　・慢性心不全の増悪
- ○　同一の入所者について１ヵ月に１回、連続する７日を限度として算定。(Ⅱ)は10日を限度
- ○　診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
- ○　緊急時施設療養費（緊急時治療費及び特定治療）を算定した日は算定しない。
- ○　当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
  公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ○　当該介護保険施設サービスを行う施設の医師が感染対策に関する研修を受講していること。**(所定疾患施設療養費Ⅱ)**

診断名	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
	肺炎													
	件数	3	0	0	4	5	3	1	4	6	6	4	2	38
	日数	18	0	0	15	25	6	6	19	33	35	20	14	191
	尿路感染症													
	件数	2	4	5	6	7	4	4	1	3	8	6	11	61
	日数	11	23	20	30	41	15	24	4	18	43	17	51	297
	帯状疱疹													
	件数	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
	日数	0	0	0	0	7	2	5	0	0	0	0	0	14
	蜂窩織炎													
	件数	2	5	3	3	5	0	2	2	3	1	1	1	28
	日数	14	25	3	19	17	0	7	11	21	7	7	7	138
	慢性心不全増悪													
	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0